

第35回登別市市民自治推進委員会 ぬくもり部会議事録

(敬称略)

開催日時	令和4年11月16日(水) 17時30分～19時00分
開催場所	登別市役所本庁舎 2階 第1委員会室
出席者	(部会長) 田淵 純勝 (副部会長) 雨洗 康江 (部会員) 鎌田 和子、今 順子、山田 正幸 (庁内委員) 平田 雅樹、安部 直也 (関係職員) 柴田 譲、下國 陽、 富水 洋平(社会福祉グループ) (事務局) 大越 智輝、佐々木 健、塚谷 温子
欠席者	(部会員) 佐藤 画美
議題	・登別市総合計画第3期基本計画・第3次実施計画の内容確認 (社会福祉グループ所管分)

【登別市総合計画第3期基本計画・第3次実施計画の内容確認】

第3次実施計画のうち、社会福祉グループの所管事業の説明を行い、委員と質疑応答を行った。概要は次のとおり。

(関係職員) 本日は生活困窮者自立支援事業と生活保護事業を主に説明する。

○生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度は平成25年度に法制化され、27年度から実施されている。

世界金融危機による景気の悪化から被保護受給者数が増加したことを受け、生活保護に至る前の自立支援策や、生活保護から自立したばかりの方が再び生活保護に戻ることがないようにということを目的として創設された事業である。

登別市では次の4つの事業を行っている。

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金、
- ・家計改善支援事業
- ・就労準備支援事業

令和3年度実績について

自立相談支援	電話	161件
	訪問等	38件
	来庁	326件
住居確保		24件
家計改善		2件
就労準備		1件

このほかに、令和3年度はコロナウイルス感染症の影響で生活困窮している世帯に対して自立支援金の支給を行っており、実績は26件である。また、毎月、広報のぼりべつで生活困窮者の相談窓口を周知している。

○生活保護制度について

登別市の被保護者世帯数は令和元年度をピークに緩やかな減少傾向である。保護率は全道平均を下回っているが、全国平均より多い。

6割が高齢者世帯で増加傾向にある。それ以外の世帯は横ばい。

新型コロナウイルス感染症の影響による大幅増加はないとみている。理由としては、自立支援給付金など他制度の充実が助けになっていると考えられる。

廃止については、死亡・失踪による廃止が増加傾向にあるが、高齢化が要因とみている。

【質疑及び意見】

(部会員) 親が生活保護を受け、その子が市内に別居していて、それぞれ生活保護を受給しているというケースはあるのか。

(関係職員) 個人的な希望では別居を認めていないが、必要があると認めた場合は別居もあり得る。

(部会員) 自動車の購入に補助はあるのか。

(関係職員) 購入の補助はないが、運転免許取得に関しては生業扶助がある。

(部会員) 親族の支援可能調査について、どういった調査を行うのか。

(関係職員) 親族が遠方に居住している場合は申請者の精神・金銭支援が可能かの照会文書を送る。市内在住であれば面談を行う。

(部会員) 遠方に居住している場合は書面でのみの調査か。

(関係職員) 書面調査のみである。支援は強制できないので親族が拒否した場合、それ以上の依頼はできない。

(部会員) 照会を受けて支援する親族はいるのか。

(関係職員) 集計してはいないが、親族から生活費の一部の支援を受けている世帯はある。

(部会員) 生活保護費は一般的にどのような扶助が受けられるのか。

(関係職員) 基本的な扶助に含まれる例としては生活扶助、住宅扶助である。これに、必要に応じて教育扶助や医療扶助が上乘せされる形で計算され、生活保護費が算出されている。

(部会員) ひとり親が出産する場合でも出産扶助は出るのか。

(関係職員) 必要に応じて扶助する。

(部会員) 年金受給額が生活保護水準よりも少ない人もいるがそのような人はどうしたらよいか。

- (関係職員) 生活保護水準より低い年金受給額で生活している方はその差額分の生活保護を受給できる場合があるので相談してほしい。
- (部会長) 年金受給額が低い方への相談体制はどのようになっているのか。
- (関係職員) 生活困窮者自立支援制度で相談窓口を設けている。
- (部会長) 遠方の医療機関を受診しても交通費は支給されるのか。
- (関係職員) 通院交通費の支給は、必要最低限の額（受診可能な最寄りの医療機関で公共交通機関を利用した想定で算出）を支給することとなっている。遠方の医療機関で受診することも可能だが、その場合でも支給される交通費は受診可能な最寄りの医療機関までの額なので、差額は生活扶助費の中から払ってもらうことになる。
- (部会長) 本来生活保護を受けられない人が不正に受給しているケースはないか。
- (関係職員) 常に調査は行っている。また、基本的に最初は生活支援相談室で相談を受けるが、まずは生活に困っている事情を聞き取り、就労可能な人には就労のための支援を行っている。どうしても就労できない場合は生活保護の受給につなげることもあるが、まずは自立することを主として対応している。
- (部会長) 申請の段階で民生委員の推薦などを条件にすれば不正な受給は減るのではないか。
- (関係職員) 今の制度は民生委員の意見も参考としているが、民生委員の意見がなくても受給の条件に該当すれば受給可能である。
- (部会員) 別世帯の家族の名義で所有している車を使用している受給者がいるような話も聞くがどうか。
- (関係職員) 基本的には自家用車の所有や利用は認められないため、そういった通報があれば調査することになるが、受給者の状況によっては持ち家やマイカーも許可する場合がある。
- (部会員) 被保護世帯数の推移について、継続して生活保護を受けなければならない世帯は多いのか。
また、生活支援相談室への相談から生活保護を受給することになるケースは多いのか。
- (関係職員) 類型別で高齢者世帯や障がい者世帯は自立が難しく継続して生活保護の受給が必要と思われ、ひとり親世帯やその他の世帯が自立に近いと思われるが令和4年度の被保護者世帯の類型別の比率は令和3年度とあまり変わらない状況である。
また、生活支援相談室への相談から生活保護に至った件数は把握していない。
- (部会員) 若い世帯で自立する受給者はいるのか。
- (関係職員) 毎年度概ね10件程度は自立している。就労支援専門の職員も自立に向けた支援を行っている。

若い世帯では生活の立て直しで一時的に受給したいという人もいる。また、子どもがいる場合だと最低生活費が高くなるが、生活保護受給には様々な制限があるため、最低生活費以下でも受給を廃止したいと申し出る方もいる。

世帯によっては生活保護ではなく教育委員会等の就学援助を受けている場合もある。

(部会長) 統計的に見るとここ数年では開始と廃止の世帯数がだいたい同じくらいだと考えてよいか。

また、新型コロナウイルス感染症による環境の変化には影響されているか。

(関係職員) 開始と廃止は同数程度である。

コロナ禍における環境変化としては、様々な支援策を受け、生活保護に至る人が増えていないのではないかと思われる。

●次回 12月21日(水) 17:30～